



Vol.89

中納屋町大入道保存会

大入道大好き

下田 智宏さん (右) ・ 塚巳さん (左) 親子

中納屋町大入道保存会の若手として活躍する下田智宏さんと、大入道に初めて出会った時から大入道に夢中の息子の下田塚巳さん、親子で大入道山車に関わるようになった下田さん親子にお話を伺いました。

有料広告掲載欄

建設職人なら誰でも入れる組合です



建労 四日市支部
 随時加入者募集中

三建国保

組合独自の建設労働者の健康保険

出産育児一時金 (42万円)
 葬祭費 (本人10万円・家族7万円)
 高額療養費、施設利用補助、無料健康診断の開催
 人間ドックに対する補助 (3万円)
 脳ドックに対する補助 (2万円) など

三重県建設労働組合四日市支部 四日市市ときわ5丁目1-8 ☎(059)354-1531(代)

本欄は広告であり、広告の内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。

■大入道との出会い

智宏さん：日本一大きなからくり人形「大入道山車」（県指定有形民俗文化財）を守り伝える大入道保存会との関わりは、約10年前にさかのぼります。

市内出身ですが、当時は仕事の都合で、山口県に住んでいました。帰省の際に、子どもにも地元四日市のお祭り、そして大入道を見せたいと思い、琢巳が2歳の時に初めて大入道を見せました。普通の子どもは、大入道の迫力に泣くことも多いのですが、泣きもせず、親近感を持つような様子だったのが印象に残っています。翌年も同じように喜んで大入道を楽しんでいました。

それから3年ほど経って、四日市へ戻ってきたときに、琢巳に、改めて大入道を見に行きたいかと聞いたところ、興味がよそへ移ることなく、行きたいと返事がありました。

その流れで保存会へ連絡し、山車を引っ張らせてもらったり、太鼓をたたかせてもらったりしました。せっかくなので、私も保存会の手伝いを始めるようになりました。

琢巳さん：2歳の時に初めて見たことは覚えていないけれど、小さいときに見た時の記憶では、「大きいな」「すごいな」という思いと、親しみを感じた覚えがあります。



四日市へ戻ってきたころの智宏さんと琢巳さん



大入道と関わり始めたころの智宏さんと琢巳さん

■大入道の魅力

琢巳さん：もともとインドア派で、ものづくりや、からくり、ものの仕組みなどに興味がありました。

大入道もどうやって動かすのか、後ろにまわってのぞいていました。教えてもらって初めて分かるような仕組みがすごいと思いました。そして、昔の人の技術

にびっくりしました。

また、山車の中には8人くらい入っていて、こんなに大勢の人が入っていたんだと、さらに好奇心が湧きました。智宏さん：大入道の首の動きや表情は、ほかの山車などではなかなか見ることのできない、ダイナミックなものです。琢巳も、そこに惹かれたのではないかと思います。

■大入道に携わって

智宏さん：秋・夏の祭りの時期に合わせて予定を空ける習慣がつくとともに、保存会に入って、文化財を伝承するという意識を強くもつようになりました。



また、日ごろ子どもと接する時間がなかなか取れないので、貴重な機会でもあります。琢巳も保存会の活動を通して、年配の人と接する機会が増え、目上の人、友人への接し方や礼儀が身に付いてきたと感じています。

■これからの抱負

智宏さん：山車があるということは、子どものころから当たり前の風景でしたが、昔は気軽に近づけませんでした。今、大入道に携われることになり、大きなチャンスを得たと思っています。このご縁を大切にしていきたい



です。保存会にも、私よりも若い人にもっと入ってもらい、大所帯で幅広い活動ができるようになっていけば、次世代へ文化を繋いでゆくという点でもなによりだと思います。

琢巳さん：まずは囃子方として、太鼓などの演奏がもっとうまくなりたい。そしていずれは、大入道の目玉や舌を動かす人として、見る人がワーッと驚く声上げるような演技をしたいです。

8月放送のCTY「ちゃんねるよっかいち」やCTY-FM「よっかいちわいわい人探訪」でも紹介します。

有料広告掲載欄

～創業嘉永年間

永年の信用と実績

お葬式・家族葬のことなら24時間365日お電話ください～



株式会社 ふじや本店
光倫会館
0120-114248

- 本社／四日市光倫会館
〒510-0836 四日市市松本町北大谷2015
【TEL】059-351-1151 【FAX】059-351-4224
- 光倫会館 桜ホール
〒512-1211 四日市市桜町6613
【TEL】059-325-2482 【FAX】059-325-2483
- 富田光倫会館
〒510-8014 四日市市富田2丁目3-7
【TEL】059-361-2481 【FAX】059-361-2482

本欄は広告であり、広告の内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。